

沼田市高齢者介護・福祉施設等食材費高騰対策支援事業補助金
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金) 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者介護・福祉施設等事業者が、急激な物価高騰により食材の購入経費が上昇している中、利用者の負担増加を考慮し、当該施設等の食事料金を値上げしにくい状況であることに鑑み、高齢者介護・福祉施設等事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することにより、当該施設等において提供される食事の質を確保し、もって、利用者が安心して介護・福祉サービスを利用できる環境を維持することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年沼田市規則第26号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の使途)

第2条 補助金の使途は、施設利用者に提供する食事の食材に係る費用とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の規定による別表の第2欄に掲げるもののうち、令和7年9月1日現在において沼田市内に所在する事業所（以下「補助対象事業所」という。）を運営し、かつ、当該補助対象事業所の利用者に対して食事を提供する事業者であること。

(2) 沼田市暴力団排除条例（平成24年沼田市条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(3) 法令及び公序良俗に反していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の

第3欄に掲げる算出人数に同表の第4欄に掲げる1人当たり補助金額を乗じて得た額とする。

2 この補助金の事業全体の補助限度額は、9,672千円とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼田市高齢者介護・福祉施設等食材費高騰対策支援事業補助金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、令和7年10月10日から令和7年11月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 令和7年9月分利用者実績一覧表

(2) 補助対象事業所が利用者から食事料金を徴収していることが分かるもの

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、沼田市高齢者介護・福祉施設等食材費高騰対策支援事業補助金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）交付決定兼確定通知書（別記様式第2号）により交付すべき補助金の額を確定し、補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対しては、補助金の返還を求めるものとする。

(書類の整備)

第7条 申請者は、当該補助金交付に関する書類等を整備し、当該補助金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	補助対象事業所 (事業所種別)	算出人数	1人当たり 補助金額
入所・入居系事業所	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所（ 宿泊サービスに限る。）	令和7年9月における当該補助対象事業所の1日当たり平均利用者数（入院等により当該補助対象事業所を利用していない者は除く。小数点以下四捨五入）。ただし、短期入所生活介護及び短期入所療養介護は空床利用者を除き、小規模多機能型居宅介護は宿泊サービス利用者数とする。	8,400円
通所系事業所	通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所（ 通いサービスに限る。）	令和7年9月における当該補助対象事業所の1日当たり平均利用者数（小規模多機能型居宅介護は通いサービス利用者数（同一日に宿泊サービス利用を伴う者は除く。）とする。小数点以下四捨五入）。ただし、同一法人が運営する市内入所・入居系事業所の入所者、入居者又は宿泊者が同一日に通所系事業所を利用する場合は、利用者数に算入しないものとする。	2,800円